令和7年度那須塩原市空き家対策に係る地域おこし協力隊伴走サポート業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1)業務名称

令和7年度那須塩原市空き家対策に係る地域おこし協力隊伴走サポート業務委託

(2)業務内容

那須塩原市空き家に係る地域おこし協力隊伴走サポート業務委託を委託するにあたり、 次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

詳細は、別紙「令和7年度那須塩原市空き家対策に係る地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)伴走サポート業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 履行場所

那須塩原市内ほか

(4) 提案上限額

月額165,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。) ※受託者が本業務を執行するにあたって必要となる一切の費用を含む。

(5) 委託業務の履行期間

令和7年11月1日(土)から令和8年3月31日(火)まで ただし、協力隊員が令和7年11月1日(土)に着任しない場合は、協力隊員着任月の 翌月の初日から履行開始とし、協力隊員が月の途中で退任する場合は、その月の前月末 日までを履行期間とする。

(6) 支払条件

委託料は業務完了後、該当月額分をまとめて一括払いとする。

(7)担当課及び書類提出先

那須塩原市建設部都市計画課住宅政策係

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

TEL: 0287-62-7162

e-mail: toshikeikaku@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 参加資格

仕様書で提示する業務を的確に実施する能力を有し、次に掲げる条件を全て満たしている 法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てがなされた者(これらの手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準(平成17年那須塩原市告示第143号)の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 委託業務の履行に際し、法令上必要となる資格等がある場合にあっては当該資格等を 所有していること。

3 プロポーザルの日程

事業公募開始	令和7年9月2日(火)
質疑書提出期限	令和7年9月10日(水)
質疑回答期限	令和7年9月16日(火)
参加申請書提出期限	令和7年9月19日(金)
企画提案書提出期限	令和7年10月7日(火)
参加辞退届提出期限	令和7年10月7日(火)
契約候補者特定の通知	令和7年10月17日(金)(予定)

4 質疑書の提出

本プロポーザルの仕様書等に関して不明な点がある場合は、質疑書(様式第4号)を作成し、電子メールに添付して、都市計画課のメールアドレスへ送付し、電話にて担当者に到達確認を行うこと。なお、質問内容により事業者の選定に公平性を保てないと判断された場合は回答を行わないことがある。

メール送信の際の件名は次のとおりとする。ただし参加者名称は略称でも可とする。

件名:【那須塩原市協力隊伴走サポート質疑】:+(参加者名称)+送信年月日

例:株式会社 \triangle \triangle \triangle \triangle が令和7年9月10日に質疑書を送付した場合 \rightarrow 【那須塩原市協力隊伴走サポート質疑】:株式会社 \triangle \triangle \triangle CR70910

(1) 提出書類

質疑書(様式第4号)

(2) 提出期限

令和7年9月10日(水)17時まで

(3) 提出先

1 (7) に同じ

(4) 提出方法

電子メールに添付して送付すること。

※添付ファイルにはパスワード付の圧縮または暗号化を実施すること。

(5)質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者に回答書を添付した電子メールを令和7年9月16日(火)(予定)までに送信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

5 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、参加申請書(様式第1号)及び参加資格要件確認書(様式第2号)に必要事項を記載し、押印のうえ指定の日時までに那須塩原市都市計画課(本庁舎2階)へ提出すること。

(1) 提出書類

参加申請書(様式第1号) 代表者印を押印したもの 1部 参加資格要件確認書(様式第2号) 1部

(2) 提出期限

令和7年9月19日(金)17時まで

(3) 提出先

1 (7) に同じ

(4) 提出方法

上記 (3) の提出先へ持参または郵送により提出すること。なお、持参の場合は、 開庁時間に準ずるものとし、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留など、到達 を確認できる方法に限る。

(5) 参加辞退

参加申請書提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式第3号)を提出すること。なお、参加辞退届の提出期限及び提出方法等は、次の「6企画提案」に準ずる。

(6) その他

参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

6 企画提案

(1) 提出書類

以下の書類について正本1部、副本5部を提出すること。

- ※正本の企画提案書表紙に代表者印を押印すること。
- ※添付書類は、企画提案書の正本にのみ添付すること。
- ①企画提案書表紙 (様式第5号)
- ②会社概要書(様式第6号)
- ③業務実施体制図(様式第7号)
- ④履行実績等(様式第8号)
- ⑤企画提案書(任意様式) 内容は別紙「仕様書」に基づき作成すること。
- ⑥見積書及び内訳書(任意様式)

企画提案書に基づく見積書とし、本業務を執行するにあたって必要となる一切の費用を含む<u>1か月あたりの金額(企画提案書提出時点における消費税及び地方消費税 相当額を含む金額)</u>とすること。ただし、参考見積額が上記「1 (4)提案上限額」を上回る場合は、失格とする。

(2) 提出期限

令和7年10月7日(火)17時まで

- (3) 提出先
 - 1 (7) に同じ
- (4) 提出方法

持参又は郵送による。なお、持参の場合は、開庁時間に準ずるものとし、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留など、到達を確認できる方法に限る。

※提出書類は電子メール等(ファイル転送サービスでの送付も可)でも送付すること。 PDF形式とし、送信後は電話により到着の確認を行うこと。

- ※提出書類は、審査において必要な範囲において複製できるものとする。
- (5) 企画提案書の留意事項
 - ①書類については、全て片面印刷、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。
 - ②複数ページとなる場合は、ページ番号を付けること。
 - ③企画提案書の記述は、市職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

7 審査方法

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

- (2) 評価方法
 - ①提出された企画提案書及び見積書について、別表「評価基準」に定める評価基準により書面審査を行う(本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは行わない。)。
 - ②評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。
 - ③能力評価と提案評価の配点を合算した配点の6割を基準点とし、基準点に満たな

かった提案者は選定の対象としない。

(3) 結果通知

審査結果は、企画提案書を提出したすべての事業者に対し、令和7年10月17日 (金)に書面により通知を発送する予定である。

同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

8 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案 書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことが ある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契 約候補者とし、協議を行う。

9 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 参加資格」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (3) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5)審査方法及び審査結果等に対する異議は、認めない。
- (6) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。